

元食産第 5246 号  
元政統第 1862 号  
令和 2 年 3 月 9 日

一般財団法人日本米穀商連合会 理事長 殿

農林水産省食料産業局食品流通課長  
政策統括官付穀物課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた米トレーサビリティ法の運用に係る該当商品の周知について

令和 2 年 3 月 9 日付で、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた米トレーサビリティ法の運用について」（通知）が、各都道府県米トレーサビリティ法主管部（局）長あて発出されました。

つきましては、該当する食品製造事業者におかれましては、当該通知の「中国産との表記と実際に使用されている原材料の産地に齟齬がある場合であっても、一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により当該商品の適正な産地に係る適時適切な情報伝達がなされている場合にあっては、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととします。」の内容を踏まえ、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等による情報伝達をお願いします。

また、食品流通事業者におかれましては、該当する食品製造事業者が店舗等内の告知を希望する場合には、本制度の趣旨を御理解の上、食品製造事業者による情報伝達に御協力をお願いします。

－ 以上 －

元消安第5711号  
消表対第397号  
令和2年3月9日

各都道府県米トレーサビリティ法主管部（局）長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長  
消費者庁表示対策課長  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足  
を受けた米トレーサビリティ法の運用について

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第8条においては、一般消費者に対する米穀等の産地情報の伝達が定められているところです。

現在、中国における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足により、法令を遵守し、一般消費者に対し、容器又は包装への表示により、中国産である旨の産地情報の伝達を行っている商品について、中国産以外の原材料への切替えを検討している食品関連事業者が容器包装の資材変更に対応できず生産が滞るなど、米穀等に関する適正かつ円滑な流通に支障が生じています。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会的、経済的活動に影響を及ぼしている現状において、一般消費者の需要に即した食品の安定供給に向けた生産体制を確保する観点から、中国産との表記と実際に使用されている原材料の産地に齟齬がある場合であっても、一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイト<sup>そご</sup>の掲示等により当該商品の適正な産地に係る適時適切な情報伝達が行なわれている場合にあっては、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

なお、本通知に便乗した、一般消費者を欺瞞<sup>ぎまん</sup>するような悪質な違反についての取締りを排除するものではないことを申し添えます。

(参考) 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた米トレーサビリティ法の運用について」(令和2年3月9日。以下「米トレーサビリティ法の弾力的運用」という。)に関するQ & A

(問1) 本通知における米トレーサビリティ法の弾力的運用の対象は何か。

(答)

- 1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(平成21年政令第261号。以下「米トレーサビリティ法施行令」という。)第1条第1号から第7号までに規定される飲食料品のうち、米トレーサビリティ法第8条に基づき産地を伝達しなければならない商品に限る。
- 2 具体的には、国内で製造・販売される米トレーサビリティ法施行令第1条に掲げる飲食料品のうち、
  - ① 現時点で原料不足にない清酒(第8号)、単式蒸留しょうちゅう(第9号)及びみりん(第10号)
  - ② 既に他の通知※により特別の扱いが認められている食品表示基準別表第15の1の「(6)もち」を除いたもので、産地が「中国」である旨を容器包装に表示した商品である。

※ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(令和2年3月3日付消表対第351号、元消安第5568号消費者庁表示対策課長・農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長通知)

(問2) 本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合には、どのような対応を行えばよいのか。

(答)

本通知は

- ① 米トレーサビリティ法第8条に基づき、一般消費者に対し容器又は包装への表示により、中国産である旨の産地情報の伝達を行っている商品であって、食品関連事業者が、容器包装の資材の変更により即時対応できず生産が滞るなどの事情がある場合に限り
- ② 一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により、当該商品に実際に使用された「中国」以外の原材料の産地に係る情報を適時適切に伝達することを条件として
- ③ 産地情報が「中国」である旨の表記と実際に使用されている原材料の産地情報に齟齬がある場合であっても、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないことを知らせるものであり、上記②の情報伝達が行われていない場合を含め、一般消費者を欺瞞するような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。

このため、悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した厳正な取締りを行うようお願いする。

(問3) 今回の米トレーサビリティ法の弾力的運用と先般発出された食品表示基準の弾力的運用<sup>※</sup>との関係はどのようになっているか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法第8条第1項の規定により、米穀事業者が指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、原料米穀の重量順位にかかわらず、その産地を伝達しなければならないところ、食品表示基準に従って産地を表示しなければならない場合については、同項の適用対象外となっている。
- 2 具体的には、玄米及び精米並びにもとの原材料であるもち米の産地については、食品表示基準に従って表示することとされており、米トレーサビリティ法第8条に基づく産地情報の伝達義務の適用対象外となっている。
- 3 そのため、もちの原材料であるもち米の産地表示については、先般発出した食品表示基準の弾力的運用<sup>※</sup>Q&A問1及び問2に記載の要件を満たす場合には当該弾力的運用の対象となり、今回の米トレーサビリティ法の弾力的運用の対象となるものではない。

他方で、米トレーサビリティ法施行令第1条第1号から第7号までに規定される飲食料品（第3号「もち」のうち、食品表示基準別表第15の1の(6)に掲げる「もち」を除く。）問1及び問2に記載の要件を満たす場合に、今回の米トレーサビリティ法の弾力的運用の対象となる。

※ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(令和2年3月3日付消表対第351号、元消安第5568号消費者庁表示対策課長・農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長通知)